

公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程実施細則

(平成 25 年 4 月 1 日 新国立劇場運営財団達第 104 号)

改正 平成 26 年 3 月 24 日 新国立劇場運営財団達第 116 号

平成 27 年 7 月 10 日 新国立劇場運営財団達第 125 号

平成 27 年 10 月 14 日 新国立劇場運営財団達第 126 号

令和 2 年 9 月 1 日 新国立劇場運営財団達第 150 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）研修規程（以下「研修規程」という）第 14 条の規定に基づき、オペラ研修所、バレエ研修所及び演劇研修所の 3 研修所における研修の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 研修生の選考、研修の実施

(資格)

第 2 条 研修所を受験しようとする者は以下の各号の応募資格を満たしていなければならない。

- (1) 研修規程第 2 条第 2 項に定める実演家としてプロフェッショナルな舞台活動を目指していること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 外国籍者の場合、日本語が理解できること、及び研修期間中の日本国内滞在許可が取得できること。
- (4) 以下の経歴であること。

研修所	経歴
オペラ研修所	大学学部を卒業（卒業見込みを含む）し、大学院修士課程（声楽専攻）修了又は修了程度の実力を有していること
バレエ研修所	バレエ学校等の養成課程を修了していること、あるいはそれと同等の実力を有すること
演劇研修所	高等学校卒業、あるいは同等の資格を有すること

- (5) 研修規程第 2 条第 2 項及び本細則第 6 条で定める研修期間の第 1 日目（4 月 1 日）において以下の年齢であること。

研修所	年齢
オペラ研修所	30 歳以下
バレエ研修所	17 歳以上 19 歳以下
演劇研修所	18 歳以上 30 歳以下

(選考の方法)

第 3 条 研修生の選考は、書類選考、実技試験、面接等の方法による。

(選考料)

第 4 条 研修生選考を希望する者は、選考料を納入しなければならない。

(合格者の提出書類)

第5条 研修生選考試験に合格した者は、合格後遅滞なく次の各号に掲げる書類を入所しようとする研修所の所長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 身元保証書
- (3) その他財団において必要と認める書類

2 研修生は前項に掲げる提出書類の記載事項に異動があったときは、必要な書類を添えて、その旨を遅滞なく当該所長に届け出なければならない。

(研修期間の年次)

第6条 研修期間の年次は、毎年4月から翌年3月までとする。

(研修の内容)

第7条 研修は、主として実技、講義、舞台実習及び発表会等の形式によるものとし、履修科目及び日時数等の研修内容に関する事項については、各所長が定める。

(研修に専念する義務)

第8条 研修生は、研修所の設立の意義を理解するとともに、その事業の公共性を自覚し、研修に専念しなければならない。

(指示への遵守)

第9条 研修生は、在籍する研修所の所長（以下「担当所長」という。）の指示に従って誠実に研修を行わなければならない。

(研修生の規律)

第10条 研修生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 財団の信用を傷つけ、又は研修生全体の名誉を棄損すること
- (2) 研修上知り得た秘密を漏らすこと
- (3) 研修所の秩序及び規律をみだすこと

(受講の義務)

第11条 研修生は、時間割に基づき指定された授業を受講しなければならない。疾病その他の理由により授業を欠席する場合は、欠席届を提出しなければならない。また、疾病等の理由により5日間以上欠席する場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(研修目的以外の行為の禁止)

第12条 研修生は、許可なく財団の施設内で、研修の目的以外の文書若しくは印刷物を配布し、掲示を行い、又は研修以外の集会、演説、若しくはこれらに類する行為を行ってはならない。

第3章 主催公演、外部公演等への出演

(主催公演への出演)

第13条 新国立劇場運営財団が主催する公演への出演は、主催公演制作担当常務理事（以下担当理

事という)が、芸術監督が指名する研修生の指定公演への出演を要請し、担当所長がこれを承認し、当該研修生が承諾した場合、これを研修の一環として認め、実施されるものとする。

- 2 出演のために研修生に求められる義務は、別途締結される契約によるものであり、本細則に優先する。ただし、担当所長及び担当理事が、出演上の義務よりも本細則を優先することを認めた事項は除く。
- 3 財団は、出演に際し、研修生に対し、出演手当等を支払うことができる。
- 4 研修生が自分の在籍しない他の新国立劇場の研修所の公演に出演するに際しての取扱いについては、公演の内容等に鑑みて、別途定める。

(外部出演)

第14条 研修生は、外部からの依頼により出演する場合、又はコンクール、オーディション等に応募する場合は、あらかじめ担当所長及び研修担当常務理事の許可を受けなければならない。

第4章 休学、復学、懲戒

(休学の事由)

第15条 研修生が次の各号の一に該当するときは、担当所長は、休学を許可することができる。

- (1) 負傷又は疾病により、1月以上研修を行うことができない場合
- (2) 妊娠又は育児により、1月以上研修を行うことができない場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、1月以上研修を行うことができない場合

2 研修生に研修させることが適当でないことを認めた時は、担当所長は、休学を命じることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は、研修の期間を通じ、1年を超えることができない。

(休学中の身分)

第17条 休学期間中は、研修生としての身分を保有する。

(復学)

第18条 休学の事由が消滅した場合において、研修生は、担当所長の許可を得たときは、復学することができる。

- 2 担当所長は、復学の許否を決するに際し、実技試験を実施することができる。
- 3 担当所長は、前項の実技試験の結果に応じて、復学を許可せず、又は復学後の年次、研修再開時期及び研修内容その他復学の条件を定めることができる。

(懲戒)

第19条 研修生が次の各号の一に該当するときは、その情状に応じて、懲戒として戒告、受講停止、除籍の処分を行う。

- (1) この規程に違反した場合
- (2) 正当な理由がなく所長、講師又は職員等の命令に従わない場合
- (3) 故意又は重大な過失により、財団に損害を及ぼした場合
- (4) 研修の進度が著しく遅く又は問題があり、研修生としての適格性を欠くと判断された場合
- (5) 重要な履歴を偽り、又は不正な手段によって入所した場合
- (6) その他研修の遂行に著しく支障をきたすような行為があった場合

2 前項の懲戒の内容は、次のとおりとする。

懲戒の種類	処 分 の 種 類
戒 告	始末書を提出させ、将来を戒める。
受講停止	期間を定めて研修の受講を停止する。
除 籍	即時除籍する。

3 研修生が次の各号の一に該当する場合は、除籍する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合

4 研修生に懲戒を行う場合は、その理由を当該研修生に明示する。

(退所)

第 20 条 研修生が次の各号の一に該当した場合は退所とし、その日をもって研修生としての身分を失う。

- (1) 本人から退所の願い出があり担当所長の承認があった場合
- (2) 授業料が所定の納入期日から3か月を超えて未納の場合
- (3) 研修規程第6条の2第1項の規定によりオペラ研修所に在籍する者のうち1年次から2年次又は2年次から3年次に進級しないこととなった場合
- (4) 研修規程第6条の3第1項の規定により演劇研修所に在籍する者のうち1年次から2年次に進級しないこととなった場合

(退所の願出等)

第 21 条 研修生が退所を希望するときは、少なくとも1月前にその旨を文書で担当所長に願出し、承認を得なければならない。

(損害賠償)

第 22 条 研修生が故意又は重大な過失により、財団に損害を及ぼした場合は、第19条の規定により、懲戒を行うほか、情状により損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第5章 授業料及び研修奨学金

(授業料)

第 23 条 研修生から授業料を徴収する。額については次のとおりとする。

研修所	年額授業料（消費税別）
オペラ研修所	320,000 円
バレエ研修所	220,000 円
演劇研修所（1、2年次）	220,000 円
演劇研修所（3年次）	110,000 円

2 授業料は前期と後期の2回に分けて徴収することとし、それぞれの納付期限は、4月30日、10月31日とする。納付期限が、土曜、日曜、法令に定めるところの休日に当たるときは、直前の平日とする。

3 納付された授業料は、理由の如何を問わず返還しない。

4 授業料を納付期限までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付するまでの日数に応じ、納付すべき額について年利10.95%の割合で計算した延滞利子を徴収することができる。

- 5 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、授業料の一部又は全部の納付期限を延期若しくは納付を免除することができ、延滞利子について徴収を免除することができる。

(研修奨学金・研究充実費)

第 24 条 研修奨学金・研究充実費は、研修の目的のための能力・技術の習得に必要な資金を支給し、もって研修事業の円滑な実施を図ることを目的とするもので、次の費用等に使用するものとする。

- ・個人レッスン費
 - ・公演鑑賞費
 - ・教材・教具費
 - ・資料購入費
 - ・衣裳代
 - ・その他、担当所長が認めるもの
- 2 研修奨学金は、研修生のうち、研修奨学金の支給を希望する者に対し支給するものとする。ただし、演劇研修所 1 年次の研修生は、支給の対象としない。
- 3 研究充実費は、オペラ研修所の研修生のうち、研究充実費の支給を希望する者に対し支給するものとする。
- 4 研修奨学金・研究充実費の支給を希望する者は、研修奨学金・研究充実費支給願を提出するものとする。
- 5 研修奨学金の支給額は、月額 60,000 円とする。
- 6 研究充実費の支給額は、月額 60,000 円とする。
- 7 研修奨学金・研究充実費の支給は、原則として毎月 25 日に行うものとする。25 日が土曜、日曜、法令に定めるところの休日に当たるときは、直前の平日に行うものとする。
- 8 研修奨学金・研究充実費の支給を受けた者は、支給月の翌月 10 日までに、研修奨学金・研究充実費使途明細書を提出するものとする。

(休学、受講停止、除籍、退所の場合の授業料の扱い)

第 25 条 研修生の休学期間中は所定の授業料を徴収する。

- 2 研修生が受講停止とされた場合は、当該月の属する半期分の授業料を徴収する。
- 3 研修生が除籍とされた場合は、当該月の属する半期分の授業料を徴収する。
- 4 研修生が退所した場合、未納の授業料の取扱いは次の各号のとおりとする。
- (1) 第 20 条第 2 号により退所した場合についても、なお第 23 条第 4 項及び第 5 項の適用を受ける
 - (2) 退所日から 6 ヶ月以上経過し、なお未納の場合、当財団はそれまでの手続きの要した費用等を加算して損害賠償請求を行う。

(休学、受講停止、除籍、退所の場合の研修奨学金・研究充実費の扱い)

第 26 条 研修生の休学期間中は、研修奨学金・研究充実費を給付しない。

- 2 研修生が受講停止とされた場合は、その翌月から受講停止が終了する期間までの研修奨学金・研究充実費を支給しない。
- 3 研修生が除籍とされた場合は、当該月の翌月から研修奨学金・研究充実費を支給しない。
- 4 研修生が退所した場合は、当該月の翌月から研修奨学金・研究充実費は支給しない。

(補則)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日 新国立劇場運営財団達第 104 号)

- 1 この細則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 23 条で定める授業料の額にかかわらず、平成 24 年度までに入所の者の授業料の額は、以下のとおりとする。

研修所	年額授業料 (消費税別)
オペラ研修所	254,000 円
バレエ研修所	180,000 円
演劇研修所	180,000 円

- 3 第 24 条第 6 項で定めるオペラ研修所の研究充実費の額にかかわらず、平成 23 年 4 月入所のオペラ研修生の研究充実費の額は、月額 80,000 円とする。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日 新国立劇場運営財団達第 116 号)

- 1 この細則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 7 月 10 日 新国立劇場運営財団達第 125 号)

- 1 この細則は平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 14 日 新国立劇場運営財団達第 126 号)

- 1 この細則は平成 27 年 10 月 14 日より施行する。
- 2 第 23 条で定める授業料の額にかかわらず、平成 27 年度までに入所の者の授業料の額は、以下のとおりとする。

研修所	年額授業料 (消費税別)
オペラ研修所	320,000 円
バレエ研修所	220,000 円
演劇研修所 (1、2 年次)	220,000 円
演劇研修所 (3 年次)	徴収しない

- 3 第 24 条第 2 項にかかわらず、平成 27 年までに入所の演劇研修所 3 年次生は奨学金の支給対象としない。

附 則 (令和 2 年 9 月 1 日 新国立劇場運営財団達第 150 号)

- 1 この細則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 3 号の規定については、令和 3 年度にオペラ研修所研修生となる者から適用する。